

令和4年6月からの児童手当から制度が一部変更されます。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

(1) 児童手当などの支給に係る所得上限額が設けられます！！

⇒所得額が基準額以上の方は、児童手当や特例給付※が受けられなくなります。

※特例給付とは、児童を養育している方の前年の所得が一定額以上ある場合、児童1人あたり月額一律5,000円を支給するものです。

(2) 現況届※の提出が原則不要になります！！

提出が必要となる受給者の方は、裏面(2)アをご確認ください。

※現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受けるために必要な条件を満たしているか(児童の監護や生計同一関係など)を確認するためのものです。

○上記変更事項の詳細について

1 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分(6~9月分)から、支給対象となる児童を養育している方の所得が下記表の②(所得上限限度額)以上の場合、児童手当などは支給されません。

※児童手当などが支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書などの提出が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を支給します。所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の人数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合など)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族などの人数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族など」といいます。)並びに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの人数をいいます。扶養親族などの人数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

**裏面に続きます。
必ずご確認ください！**

2 現況届について

ア 令和4年度から受給者の状況を住民基本台帳などで確認することで、毎年6月に提出の必要があった現況届の提出を原則不要とします。

※ただし以下に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要となります。

- ①配偶者からの暴力などにより住民票の住所が河南町と異なる方。
- ②河南町に支給対象となる児童（中学校終了前の児童）の住民票がない方。
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方。
- ④未成年後見人、施設などの受給者の方。
- ⑤その他、河南町から提出の案内があった方。

現況届の提出が必要な方で、期日までに提出がない場合は6月分以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

イ 以下の変更事項があった方は届出が必要となります。

- ①支給対象となる児童を養育しなくなったとき。
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含みます）。
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき。
- ④婚姻などにより一緒に児童を養育する配偶者を有することになったとき。
- ⑤離婚などにより児童を養育していた配偶者がいなくなったとき。
- ⑥受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含みます）。
- ⑦離婚協議中の受給者が離婚をしたとき。
- ⑧海外に住んでいる父母から、国内で児童を養育している者として「父母指定者」の指定を受けるとき。

必要な届出が遅れますと、手当を受けられなくなったり、支給を受けた手当を返還していただく場合があります。

お問い合わせ先

河南町役場 教・育部
こども1ばん課（役場1階⑥）
電話：0721-93-2500 内線162